

裁判員制度の論点 1

「裁判員制度で冤罪は減るのか？」

担当：合羽、川崎、安 (2009.10.15)

論点

裁判員制度で冤罪は減るのか。また現実的に裁判員制度を運用し続けるとした場合、どうするのが冤罪防止に最も効果的だろうか。みんなで議論してほしい。

「裁判員制度を批判する」 小田中聰樹 (花伝社・2008年)

小田中聰樹(おだなか としき)

東京大学経済学部卒業。司法研修所終了。東北大学名誉教授。法学博士。再審・冤罪事件全国連絡会代表委員。憲法改悪阻止宮城県各界連絡会議代表委員。主な著書に『冤罪はこうして作られる』『刑事訴訟法の変動と憲法的思考』

公判前整理手続

「公判前整理手続」とは、「充実した公判の審理を、継続的、計画的、かつ迅速に行う」ため、公判開始前に検察側・弁護側の主張・争点・証拠を整理する前倒しの準備手続であり、裁判官・検察官・弁護士の法曹三者に被告人を加えた非公開の状態で行われる。問題は、「公判前整理手続」は、被告人の身柄が拘束され、接見も十分に自由ではなく、また証拠開示も不十分な状態で行われるにも関わらず、一旦決めた争点や証拠の決定が拘束力を持ち、公判段階では「やむを得ない事由」のない限り、変更・追加ができなくなるという点である。(刑訴法 316 条の 32)例えば、容疑を認めていた被告人が公判段階において否認に転じ、自白に任意性を争おうとしても、「やむを得ない事由」のない限り、この主張は取り上げられない。つまり、「迅速化・軽負担・平易化」を追求する審理手続が、弁護活動・防御活動を抑制し、冤罪を作り出すメカニズムとして働く危険性が大きいのである。

足利事件において、菅家さんは一審の結審近く(第六回公判)において否認に転じた。

取調べの際には「DNA 鑑定の証拠が挙がっている。」と警察官に嘘の自白を強要された、と法廷で訴えている。

捜査手続改革の棚上げ

人権侵害および冤罪を防止するための刑事司法の抜本的改革としては次の五点が挙げられる。

代用監獄の廃止

代用監獄制度とは、捜査当局が逮捕拘留した者を、拘置所という法務省系統の収容専門の施設ではなくて、警察署の建物内の留置所という施設に代用的に収容し、自由自在に取り調べる制度。

起訴前保釈制度の改革

身柄拘束について、なるべくその期間を短くし、身体拘束をしてもすぐ釈放するというようなシステムの構築。

被疑者と弁護人の接見の自由化

取り調べの際の弁護士の立会い

取調べ状況の録音・録画という全面可視化

アメリカ、イギリス、イタリアでは全面的に実現。フランス、韓国では一部実現。

アメリカ、イギリス、イタリアでは全面的に実現。日本、フランス、韓国では一部実現。

日本で一部実現する以前の「足利事件」において、取調べの様子を記録したテープの存在が明らかになった。検察内部には「真実の解明に支障を来す恐れがある」として全面可視化への反対論が根強いものの、足利事件の反省が全面可視化の追い風になる可能性がある。

裁判員制度は、これらの第一義的改革を無視・放置し、これまで数々の冤罪を生み出した人権侵害的な糾問的捜査温存の上に、いわば汚染基盤の上に構築されており、人権侵害及び冤罪の弊害を防止できない。

伊東乾(いとう けん)

作曲家＝指揮者。ベルリン・ラオムムジーク・コレギウム芸術監督。東京大学理学部物理学科、同大学院修了。東京大学大学院情報学環、作曲＝指揮ノ情報詩学研究室准教授。主な著書に『さよならサイレント・ネイビー』、『「笑う脳」の秘密』、『日本にノーベル賞が来る理由』、『反骨のコツ』

証拠法

現在の証拠法では、証拠を提示する際に法廷モニターでの文字の色や映像、録音資料の音声、演出、大きさに制限規定を設けていない。このことによってどういったことが懸念されるかという、色彩や音楽による心理的動揺に陥ることである。刑事裁判での例を挙げると「神隠し殺人事件」の裁判がこのことを示している。裁判員裁判の例ではないが、裁判員制度を意識した検察側のプレゼンの仕方は、プレートの文字の色を変えてある言葉を強調したり、被害者の肉片などの静止画をモニターいっぱい映し出したり、生前の様子をスライドショーで流したりといった手法だった。結果、被告は自暴自棄になり、遺族も職員に連れられて退廷するという事態になった。この事件で被告人は起訴事実を争わず、自分の犯行だと認めているが、もし被告が無罪を主張した時、訓練を受けていない一般人である裁判員が心理的動揺に陥り、自身の正義を信じて誤った判断をする可能性は否定できないのではないだろうか。

このような心理的動揺に陥らないためにも、証拠の提示において次のようなガイドラインが必要と思われる。

【文字において】

- ・大きさは統一
- ・文字の色は黒に統一
- ・文字表現に裁判員・裁判官を混乱させ、感情に影響を及ぼす演出をしてはいけない

【静止画において】

- ・犯行現場の図などであれば、基本的に同一線幅の線画に限る
- ・写真などを利用する場合は、カラー、白黒とも現物に代替するために提示するものとし加工や編集は一切禁止し、それらを加えたものは証拠として採用しない

【音声において】

- ・音量の制限
- ・声色の制限

「えん罪を生む裁判員制度 陪審裁判の復活に向けて」 (現代人文社・2007年)

編著者：石松 竹雄・土屋 公献・伊佐 千尋

石松 竹雄(いしまつ たけお)

1925年生まれ。48年司法試験合格。50年裁判官任命。90年退官後、以来今日まで刑事事件の弁護士として活動。主著に『裁判員必携』『刑事裁判の復興』など。

土屋 公献(つちや こうけん)

52年東京大学法学部卒業。60年弁護士登録。その後、司法研修所教官、日弁連副会長を経て、94年日弁連会長就任(2年間)。2009年9月25日に死去するまで、死刑制度反対の立場、左翼活動家、として意欲的に活動。主な活動として、「731部隊細菌戦国家賠償請求訴訟」弁護団長、「吉展ちゃん事件」の辩护人、「戦後処理の立法を求める法律家・有識者の会」、「慰安婦 問題の立法解決を求める会」の会長など。

伊佐 千尋(いさ ちひろ)

64年、アメリカ施政権下の沖縄に実業家として在住中、現地人青年四人による米兵殺傷事件の陪審員となり、陪審は致死罪について無罪の評決をした。77年、ノンフィクション『逆転』でこれを一種の冤罪事件として描き、大宅壮一ノンフィクション賞を受賞、これを機に作家に転身。82年「陪審裁判を考える会」を発足。死刑廃止論者。『司法の犯罪』『日本の刑事裁判』(共著)など著書多数。

裁判官と裁判員の不均衡

上訴制限が一切ない

裁判員制度には検察官上訴制限規定がない。つまり従来同様、事実誤認・量刑不当・法令の適用や解釈の誤り等を理由にして控訴可能であり、控訴審も何ら特則は設けられていないため、検察官が無罪判決に対してほぼ例外なく控訴し、裁判官のみの控訴審で原判決を破棄し、有罪判決を下すことが十分可能というわけである。これでは裁判員の行った審理の意義が疑われることは自明であって、結果として裁判官の意見しか反映されないことになってしまう。

権限・情報量の差異

裁判官は裁判員に対して、公判前整理手続きを含む刑事裁判手続き上の権限を独占し、情報量も圧倒的に優位である。裁判員の権限の劣位、制約は憲法、裁判員法の条文の該当箇所を見比べても分かる(「良心」「憲法及び法律」といった文言の有無など)。

一方で裁判官の権限は、裁判に関する全てにわたる。さらに法令の解釈・訴訟手続に関する判断、裁判員の関与する判断以外の判断は、裁判官の過半数の意見による。

このような中では当然のように裁判官主導の評議が行われ、公正な評議とはいえないものになってしまう危険性が十分考えられる。

変則的多数決

結論は合議体全体の過半数の意見によるが、裁判官 3 人と裁判員 2 人の有罪意見によって裁判員 4 人が無罪意見でも有罪判決が可能なのである。これでは、本当に一般の国民の考え、常識が反映されているといえるのか問題であり、そうなると裁判員裁判の根幹が揺るがされるものである。

あるいは、無罪判決を下す時も、裁判官を少なくとも 1 人含む必要がどうしてもあるとするなら、裁判員全員あるいは 5 人無罪意見でも認められないことになるがこれが果たして妥当か。そのような状況下では無罪判決が下されることが益々困難になり、えん罪を生む恐れが高まるかもしれない。

裁判員には証拠採否の判断権がない

証拠能力の判断という、事実認定に関して最も重大というべき権限が、上述の訴訟手続きに関する判断、として裁判官の専権なのである。これによって、さらに裁判員は判断材料が制限されることとなり、独自の判断が難しくなる。捜査手続き上及び公判前整理手続き上の問題も重なり、被告人にとって有利な証拠の認定は著しく困難といえる。

裁判員の解任

裁判員は、様々な義務を負う。

それらの義務に反した場合、検察官、被告人または弁護人の請求、あるいは職権により解任される。このほか、裁判員が選任資格を有しないとき、欠格自由・就職禁止事由・不適格事由があるときも同様で、この場合解任決定は裁判官が行う。

そして、“不公平な裁判をするおそれがあるとき”も解任されることがあるのだが、これには裁判員が裁判官の法令解釈に従わなかったり、異なる意見を有したりする場合も含まれる可能性があるという。この場合、裁判長は理由を付して同じ地裁の別の裁判官に通知し、通知を受けた裁判所はこれを認めるときに解任の決定をする。この決定に理由を付する必要はない。決定の審理において裁判員は陳述機会が与えられるが、“評議の秘密”の厳守のため非公開であろうし、同僚裁判官の主張する「理由」と裁判員の「陳述」のどちらを支持するかはいうまでもない。これに関して裁判員も被告人も不服申し立て権は認められていない。

このような解任が認められるなら、一層裁判官の専断を許すことになり、国民の観点によってえん罪を回避することからはさらに遠のくだろう。

以上のように、裁判官と裁判員の間で大きく立場に優劣がついている現制度では裁判員の意見は到底反映されず、無罪の発見が叶わないどころか、むしろえん罪の発生及び増加に対しても国民の形だけでの参加をも盾にできる恐れが新たに生まれるのである。